

# 中流崩壊、所得格差論争について

1989年に刊行された「日本の経済格差」（橘木俊詔、岩波新書）で、日本は世界一不平等な国になりつつあると指摘されて以来、「中流崩壊」論争など大きな論争が巻き起こった。

小泉内閣の「新自由主義的政策」は、この貧富の格差を大きくするといわれているが、私たちの要求を「格差拡大反対」のスローガンから政策にまで高め、政策課題を明らかにするため、その内実を詳しく見てみる必要がある。

## 1、論争の経過を知る

論争の概略をつかむには、以下の2つのHPが分かりやすい。

「論争・中流崩壊」（「中央公論」編集部編 / 中央公論新社 / 01/03/25）の紹介）：1998年以降に行われた、「中流階級の崩壊」というテーマの論争の代表的な文章を集めたもの。 <http://www.ywad.com/books/940.html>

「橘木-大竹」論争など大きな流れが分かる。

<http://www.mirai-city.org/chuo/worksoc.html>

## 2、主な論文

「所得格差を考える」（『やさしい経済学』「日本経済新聞」2000年2月29日から6回連載大阪大学社会経済研究所 大竹文雄）

<http://www.iser.osaka-u.ac.jp/~ohtake/paper/shotokukakusa.html>

（結論）日本が米国よりも不平等な国になったというのは間違いである。日本の不平等度が、80年代、90年代を通じて高まった要因は、人口の高齢化である。また、高所得男性の妻の有業率が高まり、高所得夫婦の比率が上昇したことも影響を与えている可能性がある。

<論評> 格差拡大論をめぐって 大竹文雄（「週刊社会保障」Vol.55 No.2122, 2001年2月5日号）

<http://www.iser.osaka-u.ac.jp/~ohtake/paper/shakaihosho.pdf>

「日本の所得格差をどうみるか - 格差拡大の要因をさぐる -」（JIL 研究員 / 勇上和史 2003.3） <http://www.jil.go.jp/seika/pdf/report3.pdf>

「夫婦間の所得の組み合わせの変化が所得格差に与える影響」（森 剛志大原社会問題研究所雑誌 No.524 / 2002.7）

<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/oz/524/524-3.pdf>

### 3、主な統計資料

「全国消費実態調査トピックス - 日本の所得格差について」 - 平成 14 年 8 月 2 日 総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/zensho/topics/1999-1.htm>

「平成 14 年 国民生活基礎調査」の概況（厚生労働省大臣官房統計情報部）  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa02/>

### 4、論 点

1) 2 の 「日本の所得格差をどうみるか - 格差拡大の要因をさぐる - 」が、過去の研究を網羅的に検証し、論点を整理しているので、まず、その要点を紹介する。

第 1 に、全世帯の世帯あたり所得格差は、1980 年代から 90 年代を通じて拡大する傾向にある。これは、課税前でみても課税後でも変わらない。80 ~ 90 年代に、それぞれの格差は 12 ~ 16% 程度上昇している。

(要因)

世帯構造の変化や人口の高齢化などの要因、雇用者所得、事業所得や財産所得といった所得の構成要素そのものの格差から生ずるもの、に分けられる。

世帯主の年齢別に所得格差を調べた研究によると、年齢別のジニ係数は若年層で小さく、高齢になるほど大きくなる傾向がある（世帯主年齢別のジニ係数は、30 歳代の約 0.25 から 70 歳以上の約 0.5 まで高齢者ほど高くなる傾向がある）。しかし同時に、格差の水準は 80 ~ 90 年代を通じてどの年齢層でもほとんど変化していないことが明らかになっている。こうした構造のもとで人口が高齢化すると、格差の大きなグループのウェイトが増し（世帯主が 60 歳以上の世帯の比率は 98 年で 33.7%、71 年には 18.0% であった）。その結果、全体の所得格差が拡大したように見える。一方、若者や高齢者などに多い単身世帯（世帯収入が低い）の増加も、みかけ上の格差を拡大させる可能性がある。全体の格差拡大のうち 30% 程度は、世帯人員の変化によるみせかけの要因によると言える。

日本の場合、一貫して世帯所得のほぼ 75% 前後が雇用所得であり、最大の所得源泉である。世帯所得の格差を各所得源泉に分けて検討した研究の多くは、雇用者所得の格差が全体の所得格差の拡大に最も大きく寄与しており、反面、金融資産所得の寄与度は相対的に小さいとの結論に達している。雇用者所得の格差、つまり賃金格差の動向が、1980 年代以降の世帯所得格差の拡大に寄与していると言える。また、配偶者所得の不平等化への寄与も無視できない要因となっている（世帯の雇用所得 = 世帯主の雇用所得 + 配偶者等の雇用所得。高賃金夫妻の増加等。従って、個別の賃金動向だけでは、世帯の雇用所得の動向を説明しきれないことは事実であるが：田口）。

男性の賃金格差は、1970 年代半ばから拡大傾向にあるが、80 年代末にピークを迎えたのち 90 年代は縮小もしくは横ばいで推移している。女性は、格差の水準は比較的小さいが、やはり 80 年代後半に拡大し、90 年代初頭に縮小した後はほぼ一定で推移している（「賃金構造基本統計調査」。10 人以上、正規従業員）。これに非正規雇用者

を含めると（データは国税庁「民間給与実態調査」）、女性雇用者間の格差が大きくなり、また 80～90 年代を通じて顕著に拡大傾向にあることなどが明らかにされている（男性は 90 年代に横ばい）

しかし、個人間の賃金格差についても、人口の高齢化による「みかけ上の格差」が存在する。1980 年代に見られた賃金格差の拡大は、男性雇用者では、高齢化、高学歴化、長期勤続化といった労働者構成の変化によって、また女性雇用者では、そのほとんどが高齢化によるものと解釈される。

（結論）

この間の格差拡大の多くは、本来的にグループ内の格差が大きい高齢者が増したことと、若年者や高齢者に多い単身世帯の増加による「みせかけ」の要因によるものである。

第 2 に、先進国における日本の所得格差の位置を検討した。その結果、税や社会保障による所得再分配前の格差では日本は平等性の高いグループに属すること、また再分配後の格差でも先進国の中位程度であるため、不平等だと断定する根拠がないことが示された。

## 2) 課題の検討

世帯単位の所得格差の拡大。

高齢化要因によるしる格差拡大は事実であり、政策対応が必要。

（企業内）労組要求は、個別労働者の要求であり、世帯単位の要求方式が弱い。当然、制度政策要求としても弱い。

生活単位としての家庭・世帯の考え方に基づく制度・政策要求の再構築の課題重要。パラサイト・シングル、フリーター、女性を中心とする不安定雇用＝低賃労働が存在しているのは、「家庭内福祉」（家庭・世帯が、個別労働者の低賃金・半失業・失業のクッションになっている）。これらの問題を家庭・世帯の観点から切り返す必要。

更には、母子家庭の貧困など、世帯構成（年齢を含む）別の分析とそれに基づく個別・総合的政策の立案の必要（上記紹介諸論文でもこれらの問題と所得格差拡大との関係は分析され尽くしていない）。

\* 女性と家計問題については次を参照：「比較社会政策論の基盤としての家計研究」（室住眞麻子 2001年5月29日）

<http://project.iss.u-tokyo.ac.jp/osawa/05/05-072.PDF>

\* 高齢者世帯の格差問題については次を参照：「平成 13 年度 国民生活白書」

<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp-pl/wp-pl01/html/13103300.html>

\* 国民生活基礎調査によると H13 年、H14 年と格差は縮小している。原因の解明（高齢者世帯の格差縮小によるのか？）。そうすると、高齢者所帯の H13 年の格差の大幅縮小の原因は？

全世帯 - 高齢者世帯別にみた年間所得金額のジニ係数の推移

	全世帯	高齢者世帯
平成4年	0.3771	0.4517
平成9年	0.3954	0.4309
平成12年	0.3997	0.4159
平成13年	0.3965	0.3957
平成14年	0.3771	

(国民生活基礎調査)\*1 に近づくほど格差拡大。

日本では、社会保障の所得再配分機能が弱い。

- ・世帯所得に占める雇用者所得の割合は75%。
- ・税、社会保障等による所得の再配分効果は、日本はきわめて低い。スウェーデン36%、アメリカ16%なのに対して日本6% (スウェーデンは再配分全の所得格差はきわめて高い)。日本は、配分前の所得格差が小さいため、配分効果が小さくても中位の所得平等を保っている (上記：勇上論文 p18)。
- ・「国民生活基礎調査」等での所得の低下は明らか。

\* 所得配分に関しては、累進的な租税の再配分効果が比較的大きいことが確認される一方で、社会保険料負担の逆進性のため、年金給付の再配分効果が小さいこと、医療給付が所得分布と独立の関係にあるため、その再配分効果が小さいことが明らかにされている。ただし、公定扶助や児童手当などの社会保障給付には小さいながら再配分効果が認められている。(金子能宏(2000)「所得の不平等化要因と所得分配政策の課題」『季刊社会保障研究』Vol.35, No.4, pp.420-435)

\* 厚労省の「所得再配分調査」の分析結果とは異なる。要検討。

賃金格差拡大(大竹氏は、大卒者40代での格差の拡大を指摘している)、失業など雇用所得の低下が、即全体の所得格差につながる危険性大。

税制、社会保障は、逆進的方向へ改悪されているので尚更。

再配分の研究必要。「平成11年所得再配分調査結果」(厚生労働省政策統括官)：<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/09/h0910-1.html>

配分前の平等性、再配分のあり方など再構築の必要性。

\* 「第9回社会保障審議会」(03.2.19)資料に同様の問題意識が示されている。要参照。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/02/s0219-7i.html>